

▼問い合わせ  
企画グループ

☎079(435)0356

## テーマ「生きがいのあるまちづくり」



11月12日(木) 午後0時30分～1時40分  
大中西いきいきサロン 参加者25人

Q. はりま病院は、播磨町民が優先的に入院などさせてもらえないか

A. 住所により患者に差をつけることは法律により禁じられている事項である。はりま病院は2次救急も実施している病院なので、町内の医療機関などと連携を取っていたら、その時々々の状況に応じた医療が受けられるように要請していきたい

Q. 病院ができることには期待しているが、病院までの交通手段がほしい

A. 足の確保は大事だと思う。コミュニティバスに限らず路線バスの増便なども含めて検討し、どうすれば町民が移動しやすいのが研究したい

Q. 下水道料金の説明をしてほしい

A. 下水道の使用料について、今まで建設費などを使用料に反映していなかった。そのため、

め、毎年建設費などの返済も含めて一般会計から年間6億円ほど下水道会計に繰り出ししていた。以前は建設費用に高い利息のものを借りていたので、低金利な借入金に借り換える繰上償還を了解する条件として、使用料(県内41市町で6番目に安い)の適正化を含み経営努力を国から求められた。繰上償還をする、利息の差額で約2億円、免除される1億円の補償金と合わせ約3億円の負担が軽減されるので、下水道の使用料を改定したい。このたび3回目の提案で議会の理解をいただき来年の4月から改定となる。所得の低い方には配慮することを検討している。値上げをしても県下市町の平均以下なのでご理解いただきたい

Q. 中学校給食はどうなっているのか

A. 順調にいけば来年度の3学期頃に実施できるのではないかとと思う。調理と配送は業者にお願するが、栄養士が管理する献立を給食として提供したい。できるだけ早く実現できるように努力していきたい

Q. 稲美町と播磨町は栄養士投資していくようにしなければ健全な財政運営ができない

Q. 国税が46兆円から36兆円程に減るといわれているが播磨町はどうか

A. 一つの大企業に依存している市町は厳しいと思う。播磨町の場合、新島に60社以上企業がありそれぞれ業種が違っているので急激な変化は少ない方だと考えている。しかし、今後、税収が下がると見込まれるので経費節減に努めたい

Q. 播磨町は税金が安いからいいと言われたが本当か

A. 税率は法律で決まっているのでそのようなことはない

Q. 固定資産税を課税するのに路線価格と税の評価額の割合は

A. 以前は路線価格と離れたいたので、それを近づけるため3年ごとに見直し、不動産鑑定士や国の路線価格に同じ評価額を決めている

Q. コミュニティバスについて

A. タウンミーティングに行くたびに要望される。路線バスも経営が厳しいらしく路線を縮小している。各自治体はそれをカバーするためにコミュニティバスを導入しており、

が常勤でないみたいだが、常勤の栄養士を雇ってほしい

A. 小学校は栄養士がいるが、中学校給食においても配置する予定。ただ、正規の町職員として栄養士をおくのは人件費の点からも難しい

Q. 集中的に雨が降った場合、溝から水があふれるのでそれに対応する計画はあるのか

A. 優先順位や頻度を考えながら順次改良している。一部だけの改良で改善されるのが、もっと大規模な工事が必要なのか検討しながら進めている。場所によっては時間がかかることもある

Q. 地域で歩道が切れている箇所があるので危ない

A. 地権者の理解が得られない。ぜひ改善したい箇所があるので、できれば用地買収したい

Q. いきいきサロンで庁用バスを借りるのに、社協から健康増進センターに行くことが条件と言われたが

A. 庁用バスの運行は公費を使うので基準があり、住民が納得できるものでないといけない

播磨町も以前議会に提案し、承認いただけなかった経緯はあるが、今後議会の同意をいただければ実施したいと思っている

Q. はりま病院は何の科目があるのか

A. 内科、外科、リウマチ科、整形外科、人間ドック。小児科、産婦人科も希望しているが、今は医師不足で難しい

Q. 定額給付金はどのくらい申請してきたか

A. 申請件数は約98%



## タウンミーティングとは?

タウンミーティングでは、住民の皆さんが町長を囲んで、テーマに沿ってまちのことを語り合っています。

▼問い合わせ  
企画グループ

☎079(435)0356

## 下水道グループからの お知らせ



### 下水道への接続依頼

下水道が整備されるとトイレを水洗化することができ、私たちが日常生活で使った汚水は下水道管に流れます。下水処理場に集められて浄化されるため、伝染病を予防し、清潔で快適な生活環境が確保できます。また、河川、海などの公共水域をきれいにする水質保全の役割を担っています。

下水道法では接続可能となった地域のお宅について、汲み取り便所の場合は、3年以内、浄化槽の場合はすみやかに

かに下水道へ接続していただく義務が課せられていますので、接続されていない方は下水道の主旨をご理解いただき工事の実施をお願いいたします。また、接続工事に伴う融資あっせんの制度などにつきましては下水道グループまでご相談ください。

### ●注意! 「点検商法」

「役場の方から来た」とかたり、ご家庭を訪問して水道管や下水道管を点検・清掃する業者が増えてきます。「無償で点検します」と言われて点検し、わずかな不良箇所を見つけて強引に修理を迫るという手口で多額の料金を請求するトラブルが各地で発生しています。町では業者にそのような指示を出していませんのでご注意ください。

### ▼問い合わせ

下水道グループ

☎079(435)2373



## テーマ「生きがいのあるまちづくり」



11月15日(日) 午前10時～11時  
宮北いきいきサロン 参加者23人

Q. 国の政策が変わっているが、播磨町内の公共工事への影響は

A. 事業仕分けにより町にもいくつかが影響があると思っている。事業を削減するだけでなく、将来への投資も必要と感じている

Q. 下水道の未接続世帯へのPR活動は

A. 90%接続(水洗化率)、5%が未接続(普及率)水洗化率。未接続世帯にはいろいろな事情があり、普及に努めているが、費用の負担もあるので強制的に行えない

Q. 町の財政状況はどうか

A. 県下で住民1人あたりの貯金は一番多く、借金も少ない方から一番か2番である。毎年収入に対して自由に使えるお金が減ってきており、20年度の経常収支比率は94%で6%しか自由に使えるようになっていない。懸案になっている

施設は別として新たな箱物は極力造らないでいきたい。県や民間などよそからの投資で町民の利便性が高まるならいいと思う。町は町民にとって本当に必要なものに重点的に